

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第3期美幌町自治推進委員会（第1回）
開 催 日 時	平成28年3月30日（水） 18時30分 開会 20時00分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ 会議室2
出 席 者 氏 名	旭委員、井上委員、大野委員、小國委員、熊崎委員、 齋藤委員、清野委員、疋田委員、平田委員、村口委員
欠 席 者 氏 名	
事務局職員職氏名	平井副町長、広島総務部長、露口まちづくり主幹、 伊藤政策主査、森久保総合戦略担当主査、
議 題	1 委員委嘱 2 自治推進委員会について 3 自治推進委員会の開催状況及び協議事項について 4 自治基本条例の周知啓発について 5 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	2名（報道機関）
会 議 資 料 の 名 称	・【資料1】美幌町自治推進委員会について ・【資料2】美幌町自治推進委員会の開催状況及び協議事項について ・【資料3】「自治基本条例の周知啓発」に関する提案書 ・【資料番号1】美幌町自治基本条例策定後の現状と課題について ・【資料番号2】美幌町自治基本条例逐条解説 ・【資料番号3】美幌町自治基本条例アクションプラン ・美幌町自治基本条例パンフレット等
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全部記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長 （司会進行）	皆さま、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 ただ今から、第1回美幌町自治推進委員会を開催いたします。 まず始めに、平井副町長より自治推進委員をお受けいただいた皆さまに、委嘱状の交付をさせていただきます。 私の方でお名前を呼び上げますので、委嘱状をお受け取りください。 委嘱状交付 ・平井副町長より委嘱状の交付を行いました。 旭 珪子 様（美幌町男女共同参加プラン推進協議会） 井上 裕子 様（一般公募） 大野 秀樹 様（美幌商工会議所） 小國 柑奈 様（一般公募） 熊崎 崇朗 様（一般公募） 齋藤 義浩 様（NPO法人 美幌町えくぼ福祉会） 清野 俊介 様（美幌町農業協同組合） 疋田 憲子 様（一般公募） 平田 美木男 様（美幌町自治会連合会） 村口 善二 様（美幌町ボランティア連絡協議会） 美幌町自治推進委員会委員を委嘱します。 平成28年3月30日から平成30年3月29日まで。 平成28年3月30日、美幌町長 土谷耕治。 次第3、副町長から皆さまに挨拶を申し上げます。
平井副町長	皆さまお疲れ様です。 美幌町自治推進委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。 2年間の任期ということでもありますけども、この自治基本条例に伴うまちづくりの推進について、今回初めてお願いする委員の方がいらっしゃいますので、どういったことかなといったことがあろうかなと思います。そこについては、後ほど事務局から概要説明があります。 自治基本条例は堅苦しい名前ですが、どういったことか分かりにくいですが、簡単に言いますと、このまちのまちづくりをどうしていくかのルールを定めているものです。 他の町では、「まちづくり条例」という名称にしているところもありますが、我が町では、さまざま議論はあったのですが、まちづくりの定義も難しいということで、自治基本条例という固い名前になりました。 この条例は平成23年4月1日から施行しておりまして、その策定前には町民会議を開きまして、平田委員ですとか、清野委員には、当時、この内容を揉んでいただきました。 町民会議は隔週で開き、空いている週で皆さまの意見を基に、基礎部会において条例のたたき台を作りました。そのため、基礎部会の方々は、毎週会議を行っていたことになりまして、それらを合わせますと、会議は全部で60回ほど開催いたしました。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
平井副町長	そうして制定されたわけですが、この条例を守り育てていきたいということで、自治推進委員会を立ち上げました。 短期間で作り上げたという経緯もありまして、その時代に沿ったものに条例を見直すことも考え、定期的な改正をしていく必要がありますので、自治推進委員の皆さまには、そうしたことも見てもらいたいと思います。こうしたルールも含めたらどうだろうとか、提案がありましたら新たに追加することもできます。 まちづくりというのは、とても幅が広いものでありまして、最初の定義として3者の関わりが重要となっています。 まずは町民。まちづくりは町民が主体ですから、町民の自治によりなります。そして議会と行政の組織と続きます。この3者の活動でまちづくりを推進していくことになります。 町民のなかには、個人もあれば団体もあります。まちづくりの推進にあたっては、3者がそれぞれの責務を果たしましょうと、そしてそれを確認し合いながら、また情報を共有しながら町を作っていくようにしましょうとなっています。 この条例では、行政に対して厳しい作りとなっていまして、努力義務は設けていません。行政はこうなさいといった規程となっているので、我々にとっては厳しいものとなっているのですが、特色のある作りとなっています。 これを作ったことによって、色々な制度ができました。例えば、議会の質疑で、質問を一気に行うと、言っている人も答える人も、分からなくなってしまうので、これを一問一答という制度にして、傍聴している町民の方も分かりやすいものにしたり、あるいは、議員は町民の代表ですから、最終的な決定の権利は議員にあります。また議員同士が議論するにも、オープンにすることによって、反対意見などが聞けるようになり、どちらの意見も町民が聞けるようになりました。実際に、先日の議会の中でそうした議員同士の議論が行われして、意見をぶつけ合って、議員同士の理解も深まったという結果になりました。 他には、あってはならないことですが、行政で法令を守らないという事態が発生した場合、町長が訴えられるというシステムを作るなど、さまざまな制度ができました。 このように、この条例を作ったことにより、着実にさまざまなものが進んできています。 パブリックコメントという言葉聞いたことがあるかと思いますが、色々な制度や施設を作る際に、町民の意見を聞くようにしています。そのための条例も作りました。最近ではご存じかと思いますが、パークゴルフで実施しています。ご意見ありませんかとパブリックコメントを実施したところ、そこまで本当に必要なのか、などさまざまな意見が出まして、そこで町長が既存のパークゴルフ場の再整備にするという決断をしました。パークゴルフをやっている人、やっていない人の意見を聞きまして、既存の再整備で十分だということが確認されましたので、そのように方針を転換しました。これは本来のパブリックコメントのやり方からは離れていますが、町民の声を取り入れて、こうしたこともできることになっています。 このように、町民の方の声により、まちづくりが変わるといったことを含めて、2年間の任期の中で、皆さまにおかれましては、町長から案件でご検討をお願いしたいと問いかけ、諮問と言いますが、それがあった場合には、自治推進委員会の中で協議していただいて、それに対する答え、答申を出していただきたい。これが一つ、皆さまの任務であります。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
平井副町長	もう一つ、皆さまが独自で提言をしていただきたい。また提言できる権限をお持ちです。これはこうすべきと、町長に対してもの申す権利を持っていますので、是非その権限をフルに活用していただいて、新たな発想を基に、この町を少しでも良くするために、ご提案いただければありがたいと思っています。 それが2年間でできるか分かりませんが、この推進委員会は今期で第3期目となります。条例ができてから5年目に入りまして、このうち一度は条例を改正しておりますが、新しい方が今回入りましたので、また新しい視点だとか疑問だとか、提案をしていただければ、この条例も町も、少しずつ良くなっていくのではないかと思います。 そして今最大の課題と言われます少子高齢化、人口減少が進んでいくという中で、地方消滅ともの言われていますが、美幌町がそうした事態にならないようにしていかなければいけない。これもまちづくりの一環でありますので、それにどういった対策をしていったらいいのか、ご提言をしていただけたらいいのかなと思います。 この2年間、本当に幅広い分野で、的を絞るのが大変かなと思いますが、どうかこの町が少しでも良くなるように、皆さまのお知恵を拝借できたらいいと思っていますので、お願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。2年間どうぞよろしくお願いします。
広島部長	次第の4番目、会長・副会長の選出に入る前に、本日初めて顔を合わせる方もいますので、委員の皆さまから、簡単な自己紹介をお願いします。旭委員から順にお願いします。
旭委員	旭瑠子です。よろしくお願いします。男女共同参画プラン推進協議会から出ておりまして、2期目になりますが、皆さま改めてよろしくお願いします。
井上委員	井上裕子です。前回に引き続き、自治推進委員をやらせていただきます。よろしくお願いします。
大野委員	大野秀樹です。商工会議所から推薦をいただきまして来ることになりました。前任は大野江二さんが担当していて、今回新たにやらせていただきますので、一から勉強させていただき、考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
小國委員	小國柑奈と申します。一般公募枠で参加させていただきました。美幌町出身ですが、自治基本条例に全く知識がないので、これを機会に関わっていきたいと思います。所属は美幌町社会福祉協議会で勤務しています。よろしくお願いします。
熊崎委員	熊崎崇朗と申します。昨年の4月に美幌町に戻って参りまして、高校を卒業してから17年間ほど美幌を離れていましたが、美幌出身者となりますので、できることがあればと思って、今回やらせていただきました。一から勉強していく身ですが、どうぞよろしくお願いします。
齋藤委員	齋藤義浩と申します。所属はしゃきつとプラザの1階に事務局を構えますえくぼ福祉会になります。普段は、障害を持たれた方の自立をサポートする仕事をしております。私の考えで、障害を持っている人が住みよい町

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
齋藤委員	というのは、どんな人にも住みよい町になると思います。そうした視点を大事にして、美幌町の発展のためにお手伝いをできればと思っています。よろしくお願いします。
清野委員	清野俊介です。J Aびほろということで本業は農業となります。先ほど副町長の話に出ましたように、随分長くこの条例に携わっていますが、中身を熟知しているわけではありませんので、皆さまと一緒に学んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
平田委員	自治会連合会から出てきております平田と言います。清野さんと一緒に、最初から携わっていますが、初心者のつもりで頑張っていきますので、よろしくお願いします。
疋田委員	疋田憲子です。今回で2期目と言うことで、2年間勉強させていただきましたが、そんなに中身が分かっているわけではありませんので、また皆さまと一緒に頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。
村口委員	ボランティア連絡協議会から出てきております村口です。2年間と言うことで、これから勉強していきたいと思います。よろしくお願いします。
広島総務部長	ありがとうございました。 それでは、本委員会を担当する職員の紹介をさせていただきます。 私、総務部長をやらせていただいています広島と申します。2年間という任期の中で、この会の本旨が発揮できるようにサポートさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。
露口まちづくり主幹	おばんでございます。まちづくりグループまちづくり主幹の露口でございます。これまでの2年間を担当させていただきまして、新たに3名の新規の方を加えて、スタートすることとなります。4月1日に町の人事異動がありまして、新しく政策主幹というポストができまして、次回から小室秀隆主幹がこの会の担当主幹となりますが、引き続きよろしくお願いします。
伊藤政策担当主査	皆さまお疲れ様です。政策担当主査の伊藤寿と申します。昨年の7月に政策担当に異動になりまして、2期目の最後の方から担当させていただいています。今回3期目となりまして、これから2年間、皆さまと一緒にやらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
森久保総合戦略担当主査	皆さまお疲れ様です。総合戦略担当の森久保です。今回から、この自治推進委員会を担当させていただくこととなりました。私は昨年4月にこの美幌町に来まして、色々なことを勉強させていただいているのですが、その中で、この自治基本条例も学んでいきたいと思っています。皆さまと一緒に勉強し成長させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
広島総務部長	森久保は北海道から派遣をされている道庁の職員であります。2年間の任期となりますので、残り1年となりますので、委員の皆さまとは2年間担当とはなりません、1年間よろしくお願いします。 それでは、議題の4にあります会長・副会長の選出でございますが、美

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長	幌町附属機関に関する条例第7条の規程によりまして、会長及び副会長を置くということになってございます。その会長・副会長の選任の方法につきましては、この条例に互選により会長・副会長を選任するというかたちになってございます。 これに基づき、会長・副会長を選出したいと思うのですが、委員の皆さまのなかで、自薦若しくは他薦がございましたら、どうかお願いしたいと思いますが、どなたかおられませんでしょうか。
疋田委員	前回副会長をやっておられた齋藤委員に会長をやっていただきたいと思います。
広島総務部長	ただ今、齋藤委員に会長をやっていただきたいというご意見がございましたが、皆さまよろしいですか。 ＜賛同＞ それでは、会長につきましては、齋藤委員にお願いします。続きまして副会長の互選につきましては、ご推薦等ございますか。 もしなければ、事務局から案を出させていただきたいと思いますが、よろしいですか。 ＜賛同＞ では、副会長につきましては、村口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 ＜賛同＞ それでは、会長に齋藤委員、副会長に村口委員がそれぞれ選出されましたので、一言ずつよろしくをお願いします。
齋藤会長	ただ今ご推薦いただきました齋藤でございます。諸先輩方がいる中で、会長という任務を仰せつかるのは恐縮ではございますが、ご指名をいただきましたので、皆さまのご協力・ご支援をいただきながら、精一杯努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願ひいたします。 私は道外の出身でございまして、美幌町に越してきまして12年目になります。出身は新潟で、全国色々なところに移り住んできましたが、この美幌町は非常に住みよい町だと感じています。生活に必要なものがコンパクトにまとまっているところですか、人と人とのつながりが非常に深い、助け合いの精神ですとか、そういったことを挙げればきりがありませんが、良いところをたくさん持っている町だと思います。 地元民でないから、美幌町の良さが分かる。また、逆に課題も見えるということがあると思いますので、そうした視点を大事にしながら、まちづくりに協力することができたらと思っています。行き届かないところが多々あると思いますが、任期中の2年間、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。
村口副会長	ただ今推薦いただきました村口です。齋藤会長を支えて、勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長	ありがとうございました。 なお、大変申し訳ありませんが、ここで平井副町長は他の業務がありますので、退席させていただきます。
平井副町長	皆さま、よろしくお願いいたします。 <退席>
広島総務部長	それでは、これより議事に入りますが、美幌町附属機関の取扱いに関する条例のなかで、会長が議長を行うという規定がありますので、これ以降の議事につきましては、齋藤会長にお願いしたいと思います。 その前にご報告させていただきたいことがあります。 この会議は、美幌町審議会等の会議の公開に関する条例で、その中の3条において公開するというのが原則となっております。ただ、情報公開条例に基づきます非公開の情報、あるいは会議を公開することによって公正かつ公平な会議ができないといった場合については、会議の全部または一部を非公開とするということができますので、これはその都度判断させていただきます。また、会議終了後、速やかに会議録を作成することになります。会議録の公開もするわけですが、その会議録の公開につきましては、その写しと会議資料を情報公開コーナーと執務室によって、会議を公開した日の年度の翌年度末までとするとしていますし、会議録についても、町のホームページにおいて公開をさせていただくことになりますので、ご了承いただきたいと思います。 それでは5番目の議事に入っていただきたいと思いますので、齋藤会長、よろしくお願いいたします。
齋藤会長	それでは、早速ですけども、議事を進めさせていただきます。 議事の一つ目ですが、「自治推進委員会について」ということで、事務局から説明をお願いします。
伊藤政策担当主査	それでは、次第に沿って進めさせていただきます。 自治推進委員会についてということで、資料1をご覧ください。資料1の1番目は当委員会の設置目的及び役割についてお話しさせていただきます。 自治基本条例は、平成23年に施行されまして、まちづくりに関する考え方やルールなどを定めたものとなっています。この条例を実行性のあるものにしていくために、町民の方たちの目線から、適正な進行管理をはかっていきます。そのために、設置したものであります。 役割につきましては、①と②に記載してありますが、先ほど副町長からお話がありましたが、町長の諮問に応じて審議を行い答申していただく。また逆に自ら審議をしていただきまして、町長に対して提言をするという、こうした役割があります。 その下に、自治基本条例の抜粋がありますが、全体で50条からなるものですので、関係するところを掲載しています。 49条に自治推進委員会について定めております。併せて、附属機関に関する条例を掲載していますが、こちらに委員を10名、任期は2年とすることを定めております。 2の審議事項に入らせていただきます。 基本原則の推進ということで、自治基本条例には3つの基本原則があります。「情報共有」「参加」「協働」のその手法等について、調査審議をし

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
伊藤政策担当主査	ていただくことになります。 まず「情報共有」ですが、自治基本条例の第4条に、町民の皆さま、議会そして町が持っている情報を共有して、一体となって行政運営を推進していくことを謳っております。 次に「参加」ですが、町民主体の自治を進めるために、町民の参加が必要であるとしています。 最後に「協働」について、町民や行政、議会が互いに協力し合いまして課題の解決を図っていくこととしています。 こちらを推進するための取組方法などを調査・審議していただくことになります。 そして町で自治基本条例に基づく取組を定めたものが、アクションプランになります。資料番号の3でお配りしていますが、アクションプラン、つまり行動計画ですが、町としてどういった取組を行うのかを取り決めた計画となっています。そしてこちらの取組状況や内容についての調査審議も、委員会での審議事項となっています。 こちらからは、毎年実施結果について、委員会の皆さまに報告させていただきます。 最後に、「自治基本条例の検証」とありますが、この条例が施行してから、今の社会情勢と合っているか、見直した方が良いのか、そういったところを調査審議をしていただいて、ご意見をいただくということも、委員の皆さまの大事な役割となっております。 条例の見直しに関しましては、第48条を抜粋していますが、4年を超えない期間ごとに、条例の理念を踏まえまして社会経済情勢に適合しているか検討するものとしますと規定しています。そして2年前になりますが、平成26年にこの見直しの検討をしていただきまして、実際に改正を行いまして、その際に総合計画の基本構想を議決事項としたところです。 次に3番目「委員会の進め方」について、2つ設けておりますが、先ほど説明させていただいたアクションプランに対する意見、そして基本原則に対する効果的な手法について意見をいただきたいと思います。 最後に、委員会の開催予定ですが、明日で平成27年度が終わることになりますが、28年度は3回程度の開催を予定しています。主な内容につきましては、記載してあるとおり、「アクションプランの進捗管理」、「審議会等の会議の公開に関する運用状況」、「パブリックコメント手続条例の実施状況結果」。続いて「参加、協働の仕組みと課題の検討」、こちらにつきましては、今後検討となる課題がありましたらその都度ご提案いただけたらと思います。最後に「自治基本条例の周知啓発について」ということで、これらが主な内容となっております。 以上が議事の一つ目となります。よろしくお願いします。
齋藤会長	ありがとうございました。 ただ今事務局から説明がございましたけど、皆さま何かご質問、ご意見ありますでしょうか。
平田委員	3回の開催でこれだけの内容をまとめきれのでしょうか。1回の会議にどれぐらいの時間をかける予定なのですか。
伊藤政策担当主査	はい、時間に関しましては、今までの会議ですと1時間半の時間を取っていました。主な内容となりますアクションプランの進捗管理と審議会の公開に関する運用状況、パブリックコメントの実施状況結果の3つについて

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
伊藤政策担当主査	ては、結果報告の部分がメインになっていますので、改めて審議していただくというものになっておりません。そのため、昨年以前からの会議状況から考えまして、３回程度とさせていただきます。
齋藤会長	他にありますでしょうか。
平田委員	ということは、３つは町がやったよということを説明したいということですか。
伊藤政策担当主査	そうです。
平田委員	では、委員会で審議検討するのは、「参加、協働の仕組みと課題の検討について」と「自治基本条例の周知啓発について」どうするかということ、集中的に審議したいということか。
伊藤政策担当主査	はい、そうです。
広島総務部長	委員会の中で、ある項目について委員会として審議しての方向性を定めたいというものが出てきた場合については、おそらく３回では難しいだろうと思っています。その場合については、回数は増えていくかなと思っています。町側として考えているのは３回程度ですが、新たなものが出てきた場合は、ご相談の上、回数を増やしていただきたいと思います。
平田委員	ということは、今は町長からの諮問はないということですね。
広島総務部長	そうですね、町長の諮問の予定はございません。もう１項目の、委員会自ら審議したい事項があれば、３回開催予定から増えることになると思います。
平田委員	せっかく若い人たちが新しく入ってきたので、３回と定めるのではなく、委員の意見を聞いて回数を決めていった方が、この会の趣旨にあるのではないか。
広島総務部長	はい、議題によっては回数が大きく変わってくるかなと思います。一応目安として町が考えているのは３回ということでご理解をいただきたいと思います。そしてこの自治基本条例をどうやって活かしていくかということについて、もう少し絞った議論をするということであれば、当然回数は増えていくと思っています。
齋藤会長	では、回数につきましては、別日を設けるなどのことになりましたら、皆さまからご意見をいただいて、決めていきたいと思います、事務局としてはそれでよろしいですか。
広島総務部長	はい。
齋藤会長	それでは、今後の議題にその他として、この開催回数に関することを入れていただくようお願いします。 その他にございませんでしょうか。 では、続きまして議題の２つ目「自治推進委員会の開催状況及び協議事

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
齋藤会長 伊藤政策担当主査 齋藤会長	項について」と、その後の議事の３つ目も関係してきますので、議題の２と３を続けて事務局から説明をお願いします。 それでは、資料２をご覧ください。 一つ目に、第１期の自治推進委員会の開催状況を掲載しています。条例が制定された後の９月２０日に第１回目が開かれまして、さまざまな内容を審議していただいています。 第２回では、住民投票条例（素案）の諮問をさせていただくなど、その後もパブリックコメント条例、法令遵守条例、協働ハンドブックの作成など、こういった実績があります。そして平成２５年度９月までが、第１期の自治推進委員会の開催状況となっております。 第２期となりまして、平成２５年１０月皮切りに、昨年の１０月まで、１１回の会議が開催されました。その中におきましては、自治基本条例の見直し、そして協働の推進ということで、ハンドブックの見直しとして検討していただきまして、昨年完成となりました。 これが、これまでの開催状況となります。 続きまして、議事の３つ目、「協議事項」であります、「自治基本条例の周知啓発について」を、事務局案として皆さまにご審議いただきたい事項として、掲載させていただきました。 自治基本条例が施行されてから５年が経過しようとしている中で、この条例の認知度が低いのではないかと考えているところでありまして、周知拡大を図りたいと思っていますので、委員の皆さまのご意見を伺いながら、認知の向上を図っていききたいと思っています。 参考までに、第２期の終わりにアンケートをとりまして、その時の意見としまして、一部集約して掲載しています。 この中にもありますように、町としては出前講座などで要望があれば、積極的に行おうと考えていますが、今ひとつ認知度が低いと感じられているという意見がありまして、こちらでどのような場面で活躍できるか知らないことが関心の低さに繋がっていると意見をいただきました。また、子どもに関心を持ってもらうために、こちらから学校に出向きまして、自治基本条例の話をしたり、議会体験ということで子ども議会を開催したら良いのではないかと意見をいただきました。最後に、ボランティアや各委員となる人材が固定化されている現状を解消させるため、人材確保と育成が求められるという意見があった中で、まず周知啓発について力を入れていききたいと思っておりますので、協議事項とさせていただきました。 資料３をご覧ください、この協議事項に関連して、「自治基本条例の周知啓発」に関する提案書ということで、裏に記入例を書いてございますので、新たに提案ということで記載していただいたり、資料２の一部集約にあった意見を参考して、次の開催日までに皆さまの意見をいただいて、協議させていただきたいと思っています。特に意見がない場合はそれもやむを得ないと思いますが、自由な発想の元で少しお考えいただきまして、ご提案いただきたいと思います。提出方法につきましては、ＦＡＸ、メールなどで事務局に送っていただきたいと思います。 以上、協議事項に対する事務局の案を提案させていただきましたけれども、このテーマに対する推進委員会の進め方や代替案等を含めましてご意見あればいただきたいと思います。以上、よろしくお願いします。 ありがとうございます。 委員の皆さまから、ご意見ございませんでしょうか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
大野委員	内容の前に、何を協議して欲しいのか、もう一度ご説明願います。
伊藤政策担当主査	はい、資料２の最後のページの３をご覧いただきたいのですが、これまで、第１期から第２期まで行ってきた中で、自治基本条例の制度設計は一段落付いた状況でして、パブリックコメント条例ですとか、住民投票条例などが策定されたところでございます。そこで、今後更にこの条例をどう推進していくかといった中で、この条例を町民の皆さんに周知を図っていくべきだなと考えたところです。そこで、その周知啓発方法につきまして、例えば、広報に特集記事を組んだらいいのではないかとか、子ども議会を開催してはどうかと、そういった周知の方法のアイディアをいただけたらと思っています。 そのアイディアについては、資料３の様式に記入したものを、事務局に提出をお願いします。
平田委員	町民に対して、自治基本条例を分かってもらえる啓発活動の方法について、皆から意見を聞きたいということだね。 漫画版のパンフレットを作って、若い人にも見てもらえるようになりましたけど、そうした周知は今まで行っているのですか。
露口まちづくり主幹	子ども向けのパンフレットは、既に校長会や教育委員会において、２８年度に周知させていただきたいことを依頼し、了解をいただいています。こちらから出向きまして、授業の一部を使わせていただいて行う予定です。冊子についても、新年度予算を付けまして増刷をかけることになっていまして、生徒に対して自治基本条例の周知を分かりやすく行っていきたいと考えています。
平田委員	漫画版のパンフレットについては、新聞にも出ていたし、案の段階で見させていただいた。それは自分でコピーして、地元の老人クラブで配布などを行いました。この冊子はこうしてきちっとなっていますが、どういった利用を考えていますか。自治会の役員に配布して、その人から普及してもらおうとか、そういった考えは持たれているのか。
露口まちづくり主幹	今回印刷する部数では、ほぼ全戸配布できるくらい部数になりますので、広報誌の折り込みのような形での配布を考えています。自治会におきましては、広報誌で対応できたらなと思っています。 漫画版となっていますが、子どもだけに活用するとは考えておりませんので、お年寄りの方にも分かりやすい内容となっていると思いますので、そうした活用をしたいと思っています。 すいません、漫画版の方は全戸配布ほどの部数はありませんが、こちらから老人クラブなどに配布するぐらいの部数は持っています。また協働を進めるためのガイドブックにつきましても、さまざまな機会を通して周知していきたいと思っています。こちらから積極的に行き行って周知していかないと、なかなか興味を持ってもらえないと思いますので、２８年度は積極的に進めていきたいと思っています。
齋藤会長	できあがった漫画版のパンフレットを使ってどう周知していくかについて協議をしていくということですね。
大野委員	漫画版というのは、ここで協議をして漫画版を作ろう、全戸配布しよう

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
大野委員	とは考えたわけではないのですか。
平田委員	作るのは、この委員会で説明を受けて、美幌高校の手芸イラスト部に依頼することも報告をもらって承認して、できあがったものとなっています。ただ、配り方や全戸配布しようといったことは、そこまでは話し合っていない。
伊藤政策担当主査	この漫画版ですが、この活用方法についても一つの提案ということだと思いますし、それ以外のパンフレットにつきましても、皆さまに知ってもらえるような方法について提案していただければと思っています。
齋藤会長	新聞では確か、小学校高学年にレクチャーとありましたが、それは授業の中で先生の方から中身について説明をする、その時間を割いてもらうということですか。
露口まちづくり主幹	一つの授業として行うのは、他の授業に差し障りが出ますので、ホームルームの時間ですとか、総合学習などの授業の一部に、我々が出向いて説明するというのをやっていきたいと思っています。
齋藤会長	時期についてはまだ未定ということですか。
露口まちづくり主幹	そうですね。新年度早々ですと、授業の関係もあって難しいので、調整が必要となってきます。
旭委員	なるべく早く、向こう方に伝える方が良さそうですね。
露口まちづくり主幹	はい、こちらから投げかけてみます。
井上委員	条例ができたときは、まちづくり講座の活用が結構あったと思うのですが、最近はどうなのかなと思っています。参考に２７年度の件数を教えてもらえますか。
露口まちづくり主幹	申し訳ありませんが、件数は今ははっきりとは分からないのですが、確かに２６年度から回数は減っております。まちづくり講座のメニューとしては８２講座ほどあるのですが、防災や介護関係、また保健師が出向いて運動と共に行う講座が人気でして、そうしたところに偏りが出ていることから、もう少し利用されるようにしていかなければならないと感じているところです。
齋藤会長	はい、その他ございますでしょうか。
大野委員	漫画を使って青少年の周知啓発に努めるとのことですが、今のところその出前講座でと考えているということですか。
露口まちづくり主幹	子ども向けはそうなりますが、大人向けの部分では出前講座のメニューもご用意しています。またその他に、まち育講座というものもございます。さまざまな機会を捉えて行きたいと思います。具体的な予定はこれからですので、委員の皆さまの方でご提案があれば、検討させていただきたいと思います。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長	条例の制定から5年が経過しようとしていまして、条例制定に向けた協議ですとか、条例制定直後は、まち育講座などで説明をお願いしたいという要望は多かったのですが、年数の経過により、自治基本条例自体が町民からどんどん離れていってしまっていると感じています。子どもの部分は当初予定に入れていなかった部分なのですが、漫画本を作って子どもたちにもという意見がありましたので、これは推進していくのですが、大人につきましては、町政に参加していただける世代の方が、どんどん離れていってしまっていると感じますので、そこを自治基本条例を身近なものに感じていただける手法をどうとっていくかについて、委員の皆さまと検討していきたいと思っています。
平田委員	この漫画本は、小学生、中学生ばかりでなく、老人クラブなどの各団体の人に、こうした条例があるんだよということを周知するとか、またまちづくり講座で、自治基本条例以外の要望であっても、その前座でこの内容を宣伝するとか、そうした努力が必要ではないのかなと思う。まずは団体の会合のトップの人にこの話をしてもらおうとか。条例ができたことすら知らない町民が多いのではないかなと思う。役場の人間はマスコミなどを通してPRしているの知っていると思うが、なかなか町民にはかみ砕いて知っている人はいないと思う。
熊崎委員	私も勉強不足がありまして、どんな条例があるのか知らなくて、皆さんと学んでいけたらいいと思うのですが、自治基本条例があることによって、私たちの普段の生活のなかで、自治基本条例がどのように使われているのか実感が分からない、というのが実態で、自治基本条例があるからできていることがあるのかもしれませんが、それが分からない。そうした部分が可視化されると、町民の皆さんもわかりやすいのかなと思う。
広島総務部長	普段の生活の中で、この自治基本条例に基づいて行われているものというのは、見ることは難しいと思います。といいますのも、自治を行うにあたって、町民と行政と議会が、それぞれが果たす責務を規定しているもので、3者が協働して、自治を高めていくというものになっています。これが自治基本条例の本旨です。 そのため、自治基本条例はこの項目をやりましょうといったものになっていません。ただ、自治基本条例に基づいて情報公開を更に進めたですとかいったものはあるのですが、具体的にこれのためにできた条例ですというものではないものですから、それを示すのは難しいものとなっています。 先ほど副町長の挨拶にありましたが、自治基本条例の制定後、ライブ中継が始まったなど、情報の公開についての取り決めが、自治基本条例に基づいて行われました。それらを一つ一つ整理していけば、条例制定後に、条例に基づいてこれらのことができましたよと示せるかもしれません。
熊崎委員	条例が制定されたことによってできたことを見せることができれば、実感が得られやすいのかなと思います。
齋藤会長	条例の制定によって、こうしたことができました、といった町民への報告をしたことはありますか。
露口まちづくり主幹	そうしたことをまとめた報告はありません。1年間さまざまなことをし

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
露口まちづくり主幹	てきたということは、アクションプランの報告の中でさせていただいている。
広島総務部長	議会と行政の中では、自治基本条例に基づくやり取りというのはかなりやり合うのですが、確かに町民がそこに入るのはなかなか難しい部分ではあります。そこで、協働を３者で進めていくためにどうしたらいいのか、ということでそこを皆さまと検討していき、この会で協議していきたいと考えております。
齋藤会長	なかなか今日一日で議論をまとめることは難しいと思います。
大野委員	すいません、参考までにいいでしょうか。 私が過去に携わらせていただいたパンフレットがあるのですが、その経験から、協働ハンドブックについてですが、これは文章が多いと思います。私が作ったチラシはポップ一つに一行ずつしか出さない。子ども向けに作ったわけではないのですが、大人向けであっても文章が多いと理解されづらい。そして受益者の方たちは、自分たちが関わっている部分にしか目が行かない。ですから、これについていいますと、行政の役割について書いてありますが、基本的には町民の方は興味がない。以下に情報量を少なく明確にして、興味を持ってもらってから、こっちの内容を知ってもらうというのがチラシ効果の基本でありますので、そうしたことで少し修正した方が良いのではないかなと思います。 そして漫画版ということで、お子様向けかと思いますが、自分が見る限り大人向けです。絵が描いてあるからといって子ども向けではなくて、文章や文字数が多いので、これは大人向けだと思います。これが駄目というわけではなくて、これを子どもだけでなく、大人にも活用する。 私が北方四島の関係で漫画版の冊子を作成して学校に配布するときには、一つをお願いをしました。これを見た生徒に、どう感じたかを書いて欲しいとお願いしたところ、５７件の返答をいただきました。そのうち面白かったのが、先生のコメントが多かったことで、漫画というツールは決して子ども向けだけのものではなく、大人にもかなり影響があるということが見えまして、考え直すと、別の使いようがあるのかなと思います。
井上委員	この漫画版については、元々の自治基本条例が文字の羅列で、難しすぎるので、もっと分かりやすくしたいよねというところから始まりました。それからこのような形になっていきまして、もっと見やすく、もっと絵を多くということで検討を重ね、この漫画版ができあがりました。でも、若い委員さんたちから見た中で、私たちが携わったものとはまた違った視点で、違った考えを持っているので、こうした意見が出てきていると思います。それで、この漫画版というのは、大人だけでなく美幌町に住んでいる子どもたちにこういった決まり事がありますよといったことを優しく伝えるために、高校生のイラスト部に協力してもらって作成していくときに、今度は子どもだけでなく難しい漢字に対応できなくなってきたお年寄りの方にも配っても良いのではないのか、という話も出てきて、では高齢者の方々も見えて楽しいようなものしようと話になりました。そのため、色々な使い道ができるよねということで、もっと色を濃くしたいよねとか、見出しを大きくしたらいいとか、内容をコンパクトにまとめたらいいいとか、さまざまな意見が出ました。そして昨年１０月に完成したのですが、今回また新しい視点で変えた方が良いところがあるのであれば、そうしたことも

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
井上委員	考えていってもいいのかなと思います。
齋藤会長	お時間の関係もありますが、皆さん色々と意見がおありですので、他の方でしょうか。
伊藤政策担当主査	皆さまの色々な意見を受けまして、こちらとしまして、提案をいただけたら、次回の会議の時に協議をさせていただければと思います。
齋藤会長	そういうことですので、皆さま是非、この様式に記載をしてまちづくりグループに提出をお願いします。 では、最後の議題としまして、その他について事務局から説明をお願いします。
伊藤政策担当主査	今回お配りしています資料の中で、資料番号1というカラーの資料がお手元にあると思います。こちらパワーポイントで作ったもので、自治基本条例の制定後からの現状と課題というものをまとめたものとなっております。お時間の関係もありまして、申し訳ありませんが皆さまお時間のあるときにご覧いただきたいと思います。自治基本条例を簡単にまとめたものとなっていて、策定までの状況や課題、そして制定されたことによりどうなったのかをまとめたものとなっております。これでイメージを掴んでいただいて、同時に資料番号2として、条例の逐条解説という、条例の解説書を配布しますので、条例の項目の中で気になるところがありましたら、それを開いていただければと思います。
齋藤会長	自治基本条例の中身につきましては、皆さま各自までに見ていただいて、次回の会議に出席していただきたいと思います。私たちも次回の会議までに勉強し直したいと思います。
大野委員	お聞きしたいのですが、今まで実施されたものの検証というのは、どのような形で表れてくるのでしょうか。
露口まちづくり主幹	検証につきましては、アクションプランというものが一年間の実施したものをまとめたものとなっております。それを報告するときに、委員の皆さまにご意見をいただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。
齋藤会長	その他意見ございませんでしょうか。
大野委員	会議の開催について、会議開催の1ヶ月前には日程を入れておかないと調整が難しいもので、できれば1ヶ月前には開催日を教えていただきたいと思っています。
伊藤政策担当主査	次回の会議につきましては、5月下旬を予定していますので、4月中には日程調整をさせていただきます。その際に、この資料3をご提出についてもお知らせさせていただきたいと思っています。
齋藤会長	では、年3回程度ということで、予め決めた方が良いのか、そうしたことも含めて、次回の会議で決めていくことにしましょう。

